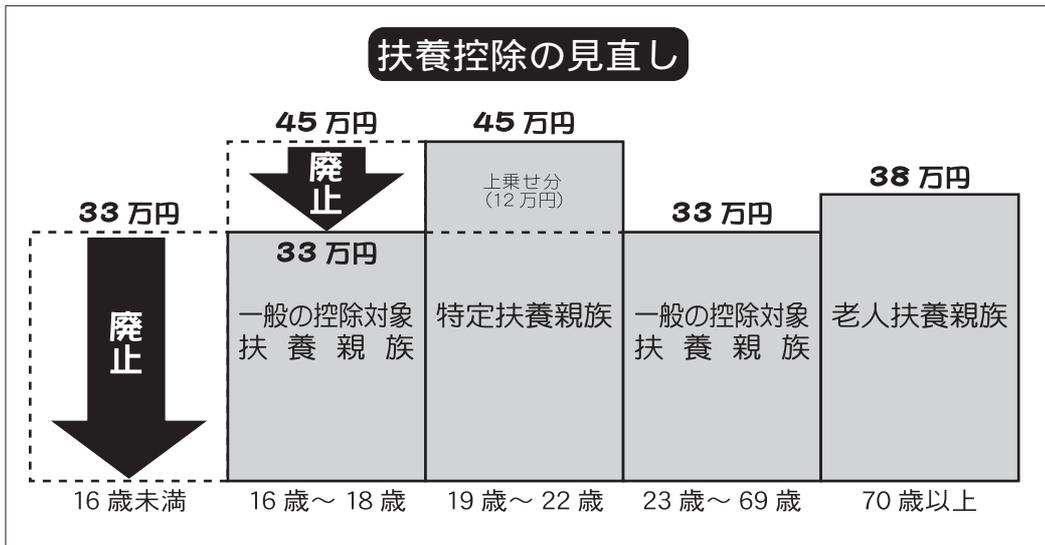


平成24年度 市・道民税の主な改正点

扶養控除の見直し



扶養控除を見直し

平成22年度の税制改正で見直しが行われ、市・道民税については、平成24年度から適用されます。

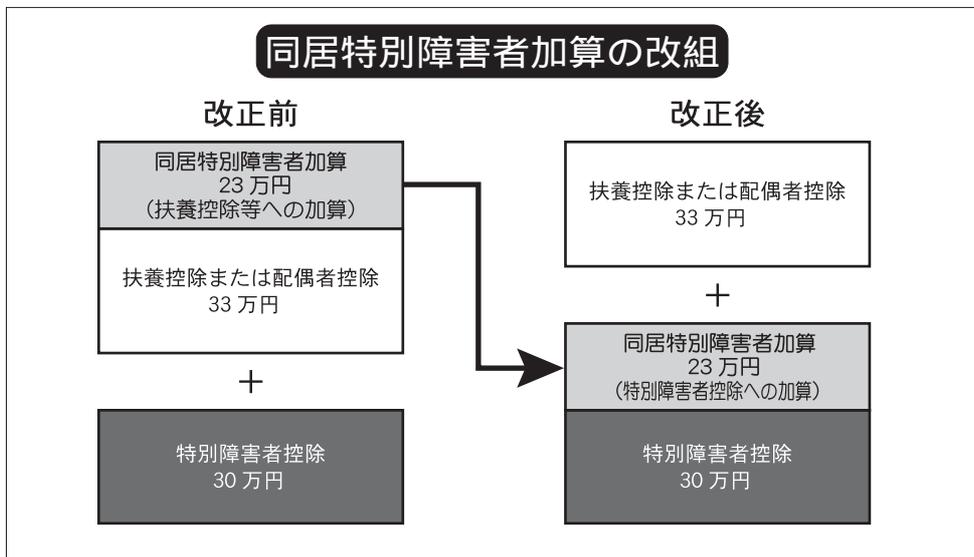
この見直しでは、子ども手当の支給に伴い、満16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されるほか、高校授業料無償化に伴い、満16歳以上19歳未満の扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止されます。

また、特定扶養親族の範囲が満16歳以上23歳未満から満19歳以上23歳未満に変更となります。(上図参照)

同居特別障害者加算の特例措置を改組

控除対象配偶者または扶養親族が同居特別障害者である場合に、配偶者控除または扶養控除一人ひとりの額に23万円を加算している措置が、扶養控除の見直しに伴い、同居特別障害者控除の額を53万円とする措置に改められます。(右下図参照)

同居特別障害者加算の改組



寄附金税額控除の適用下限額を引き下げ

平成23年度の税制改正で適用下限額が、5千円から2千円に引き下げられます。この見直しは、平成23年中の寄附金から対象となり、平成24年度分以後の市・道民税に適用となります。

その他の改正点

- 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例を平成27年度まで延長
- 上場株式等の配当所得および譲渡所得に係る3%軽減税率の特例を2年延長
- 非課税口座内の小額上場株式に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置の施行日を2年延長

東日本大震災の被災者等の負担軽減措置

- ▽ 東日本大震災で受けた損失の金額について、納税義務者の選択により、平成22年に生じた損失の金額として、平成23年度以降の市・道民税の雑損控除および雑損失の金額の控除の特例を適用することができます。
- ▽ 東日本大震災で受けた損失の金額のうち、雑損控除額の控除を適用して総所得金額等から控除しても控除しきれない金額についての繰越期間を3年から5年に延長できます。
- ▽ 住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災で居住の用に供することができなくなった場合でも、控除対象期間の残りの期間について引き続き適用を受けることができます。

問合せ先 市税務課市民税係

ご存知ですか？

パート・アルバイトの収入と税金

パートやアルバイトの収入は給与所得となります。収入額により、税金は下の表のようになります。ただし、市・道民税の所得割と所得税は、所得控除の額により、かからない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

収入額	市・道民税	所得税	配偶者控除・扶養控除	配偶者特別控除
97万円以下	かからない			
97万円超 100万円以下	均等割がかかる	かからない	受けられる	受けられない
100万円超 103万円以下	均等割と所得割がかかる	かかる	受けられない	受けられる
103万円超 141万円未満				

収入額で130万円を超えると、社会保険の扶養にはなれません。

税理士会の税の無料相談

日時 11月12日(土) 午前10時～正午
 会場 ZAWAハウス(4西2 ぷらっとパーク内)
 問合せ先 北海道税理士会岩見沢支部
 ☎ 22局 5050(税理士法人TACS内)

年末調整等説明会

年末調整事務および源泉徴収票・同合計表等の作成要領などの説明会を行います。
 なお、当日は、事前に送付した書類を持参してください。
 日時 11月16日(水) 午後2時～3時40分
 会場 まなみーる(9西4)
 問合せ先 岩見沢税務署(2東4) ☎ 22局 0810

税を考える週間 11月11日(金)～17日(木)
 テーマ「税の役割と税務署の仕事」

相続や贈与等により 生命保険を年金形式で受給した方へ

遺族の方が年金形式で受給する生命保険のうち、相続税が課税された部分については、所得税の課税対象とならないとする最高裁判所判決を受け、昨年10月から税務上の取り扱いが変更されています。
 《過去5年以内に受給した各年分》

納めすぎとなった所得税、市・道民税について、手続きをすることで、随時、還付しています。
 《平成12年以降、5年間に受給した各年分》

納めすぎとなっている所得税に相当する額を特別還付金として支給する制度が創設されました。この特別還付金の支給を受けた方は、納めすぎとなっている市・道民税についても、相当する額の支給が受けられる可能性がありますので、詳しくはお問い合わせください。

手続き・問合せ先
 (所得税) 岩見沢税務署(2東4) ☎ 22局 0810
 (市・道民税) 市税務課市民税係